

和泉市公募型指名競争入札実施要綱（平成19年1月10日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に関し、入札参加意欲を指名に反映させることができる公募型指名競争入札を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、公募型指名競争入札（以下「本入札」という。）とは、次条に規定する対象工事の発注に際し、必要な条件を付して入札参加者を募り、その条件に適合する者の中から入札参加者を指名する競争入札方式である。

（対象工事）

第3条 本入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、市長が別に定める。

（入札参加資格）

第4条 対象工事の指名を希望する業者（以下「指名希望業者」という。）は、対象工事の入札参加申請時において、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- （1） 本市の指名業者登録名簿に建設工事で登載されていること。
- （2） 和泉市建設工事指名業者選定要綱（平成18年5月23日制定）第5条に規定する市内業者又は準市内業者であること。
- （3） 和泉市建設工事業業者格付要綱（平成18年5月23日制定）第4条に規定する等級格付けを有すること。
- （4） 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （5） 対象工事と同種同規模工事の施工実績があること。
- （6） 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を配置できること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が別に資格要件を定めたときは、その要件を満たすこと。

（入札に参加できない者）

第5条 次に掲げる業者は、対象工事の入札に参加できないものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （2） 対象工事の指名の日から入札日までの間に、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者

- (3) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係のある者
- (4) 行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不相当であると認められる者
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当と認められる者及び和泉市建設工事暴力団対策措置要綱（平成6年4月1日制定）に基づく指名除外中の業者
- (6) 手形交換所から取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全な者
- (7) 賃金不払いに関する労働者等からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不相当と認められる者

(対象工事の公表)

第6条 本入札を実施しようとするときは、期日前少なくとも5日までに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、その期日を3日までに短縮することができる。

- (1) 工事種別、応募可能な等級格付け
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 対象工事の設計業者
- (7) 入札日時
- (8) 設計価格
- (9) 最低制限価格設定の有無
- (10) 申込み期間
- (11) その他入札に際し必要な事項

2 前項の公表は、原則として毎月第1及び第3水曜日（その日が和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条に規定する休日に当たるときには、その翌日以降で休日でない日）に担当課の窓口に掲示及び本市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(申込み)

第7条 指名希望業者は、前条第1項第11号に定める期間内に、和泉市公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）に技術的資料（様式第2号）を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の技術的資料の作成に当たっては、工期の重なる本市既発注の工事の

技術者等を重複して配置できないものとする。

(業者指名)

第8条 前条の申請を行った者（以下「入札参加申請者」という。）について、第4条の入札参加資格を満たさない者及び第5条の入札に参加できない者を除き、原則として、全ての者を指名するものとする。ただし、入札参加申請者が1業者の場合には、入札を取りやめ、日を改めて指名競争入札に切り替えて入札を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、和泉市建設工事請負業者指名委員会による審査が必要な工事については、同委員会の審査に付すものとする。

(指名・非指名通知)

第9条 市長は、対象工事の入札参加者を指名したときは、速やかに、その結果を入札参加申請者に通知するものとする。その場合において、指名されなかった者には、理由を付した非指名通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(入札の無効)

第10条 複数の工事に入札参加申請を行う場合、申請の段階で配置予定の技術者等が重複することについては認められるが、落札した段階で、工期が重なっている同じ技術者等を配置している以後の入札については、無効とする。ただし、他に配置可能な技術者等の記載がある場合は除く。

(設計図書等)

第11条 本入札に係る設計図書等の費用は、貸与するものを除き入札参加申請者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本入札について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

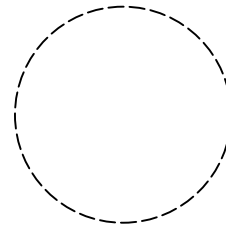
附 則（平成20年6月30日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年8月18日）

この訓令は、令達の日から施行する。

受付印



様式第1号

公募型指名競争入札参加申請書

和泉市長 あて

受付時間 (:)

申込者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

公募型指名競争入札実施要綱の要件を全て満たしていることを誓約して、下記の工事の競争入札に参加を希望します。

工事名

なお、上記工事を落札したときは、下記の会社等で履行保証（保険）契約を結ぶ予定であることをお届けします。

併せて、手続きに時間がかかっている場合、市が契約相手先に問合せすることを承諾します。

会社名等

連絡先

----- キリトリ -----

公募型指名競争入札参加申請受領書

様

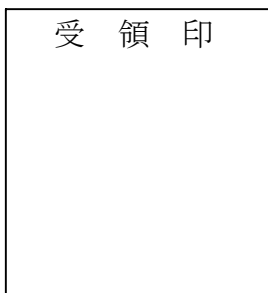
和泉市

課

下記の工事の入札参加申請書を受領しました。

工事名

受領印



様式第 2 号

技術的資料

工事名

・同種・同規模工事の施工実績

工 事 名	
施 工 場 所	
発 注 機 関	
契 約 金 額 (消費税込み)	
工 期	
受 注 形 態	
工 事 概 要	

注) 「同種・同規模工事の施工実績」欄は、過去 10 年間の公共工事等で、工事が完成し、引渡しの済んだ施工実績を記入すること。

・配置予定の技術者等 (2 名まで記入可)

氏 名	
住 所	
生年月日	
資 格	
氏 名	
住 所	
生年月日	
資 格	

- ※ 請負金額が 2,500 万円(建築一式工事は 5,000 万円)以上の場合、専任の主任技術者を、下請負金額が 3,000 万円(建築一式工事は 4,500 万円) 以上の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置する必要があります。
- ※ 請負金額が 2,500 万円未満の工事であっても、工期の重なる本市既発注の工事の主任技術者は配置できません。
- ※ 落札業者は、他の工事で既に配置が決まっている者を除き、いずれか一方を標記工事の技術者等とすることができます。

様式第3号

年 月 日

様

和泉市長

非指名通知書

年 月 日付けで入札参加申請のありました下記の工事に係る
公募型指名競争入札については、下記の理由により非指名となりましたので通
知します。

記

1. 工事名	
2. 非指名理由	

※この決定に対してご質問等がある場合は、 課までお問合せください。